

姫路市官民データ活用推進計画（概要）

資料 1－2

第1章 姫路市官民データ活用推進計画について

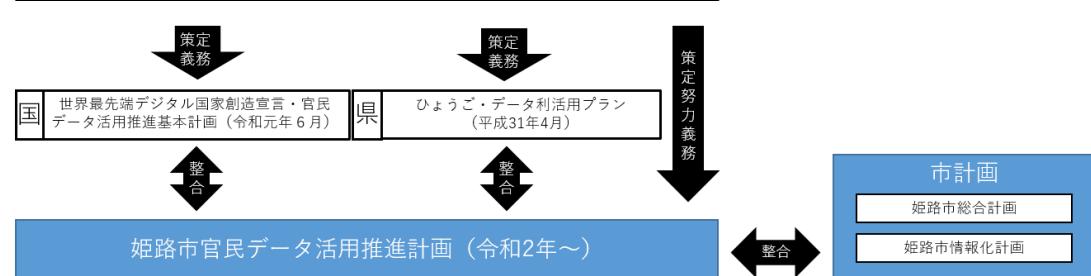
1 計画の目的

- 本市のICT施策を体系的に推進し、データ利用環境の整備促進を図ることにより、市民及び事業者等の利便性向上、地域課題の解決、事務負担の軽減等に寄与。
- 手続のデジタル化等による行政サービスの効率化や客観的根拠に基づいた効果的な政策立案を推進。

2 計画の位置付け

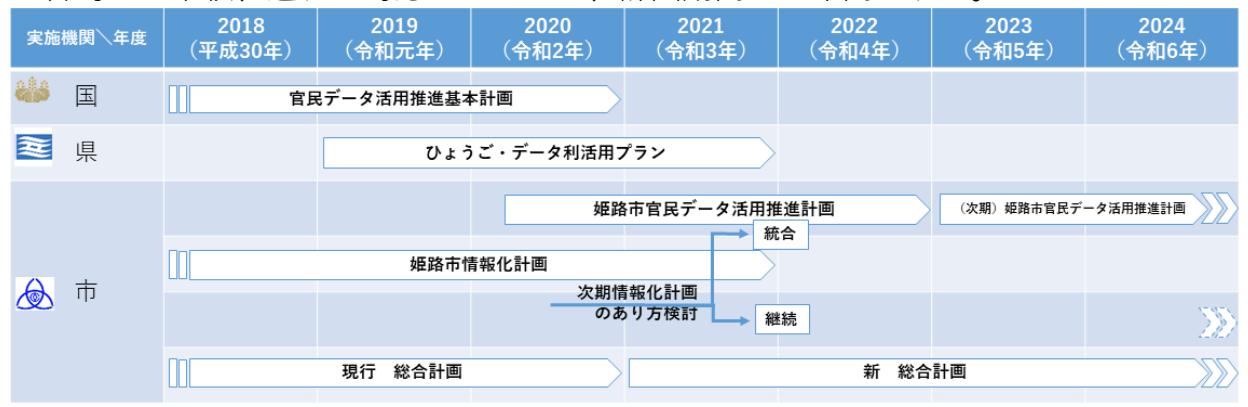
- 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）（以下「基本法」という。）
第9条第3項に基づき策定する市の官民データ活用推進計画
- 現在の総合計画、情報化計画、新たな総合計画と連携した本市のICT施策の基本的な考え方となる計画
- 本市における官民データ利活用社会の実現に向けた取組みを推進するビジョン

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）



3 計画期間

- 令和2年度（2020年度）～令和4年度（2022年度）
- 市民や事業者等のニーズの変化など官民データ活用に関する環境変化を把握し、総合的かつ柔軟、適切に対応できるよう、計画期間を3年間とする。



第2章 データ活用を取り巻く環境

1 データ活用を取り巻く状況

- 高齢化、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少による人口構造の変化も顕著
- データ利活用環境の総合的・効果的な整備のため、基本法が公布・施行

2 姫路市の情報化に係るこれまでの取組み

- 情報インフラの整備や利活用、ICTによる構造改革の推進
- 行政情報分析基盤によるEBPM推進やオープンデータカタログサイト

3 姫路市の現状と課題

- 都心部から自然豊かな地域まで多様な市民が暮らしており、その営みも多様
- 本市の地域特性を考慮し、効果的・効率的な行政運営、持続的な発展に資するよう、先端的なICT活用を総合的、計画的に展開することが求められる

第3章 目指すべき姿と基本理念

【目指すべき姿】（本市における官民データ利活用社会*の実現） 活力あふれ、人が輝く、生きがい先進都市

*「官民データ利活用社会」とは、全ての国民がICT利活用やデータ利活用を意識せずその便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会のこと。

【基本理念】 多様な人と地域を大切にし、都市全体の生産性を高める ICT・官民データ利活用

～ 3つの視点 ～

■視点①：市民一人ひとりの暮らしをより安全・安心に、より快適・便利に

- 市民一人ひとりが安全・安心、快適・便利に暮らし、元気に輝く

【関係分野】健康・医療・介護・防災・減災、電子行政

医療情報の共有化をはじめ、効率的で効果的な医療サービスの提供を可能とする仕組みの構築や、市民目線に立った手続の迅速化、災害時の速やかな救助を目指す

【関係分野】教育・人材育成

子どもたちの成長、高齢者や障害者福祉など市民の一生を通して寄り添い支援

■視点②：多様な主体間の信頼と連携から生まれる新たな価値の創造

- 市民、産官学等の多様な主体が、互いに信頼し合い、連携しながら、新たな価値を生み出し続ける

【関係分野】ものづくり・産業、農林水産、金融、その他（地域活動等）

つながりの深化、新たなサービスの創出、先端技術の活用等

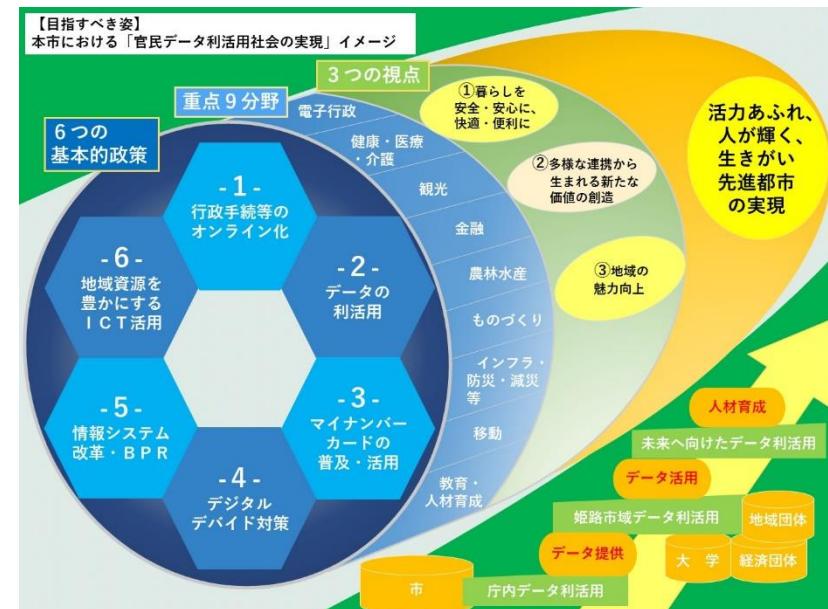
■視点③：豊かな地域資源のネットワーク強化で育まれる地域の魅力向上

- 姫路駅を中心とした都心部から、豊穣の地を彩る豊かな山並み、海岸線をたたえる周辺地域にいたるまでの市域全体が連携し、緊密なネットワークのもとで、力強く発展

【関係分野】

観光、インフラ、移動等

歴史文化、自然環境などの地域資源活用等



姫路市官民データ活用推進計画（概要）

第4章 基本的政策

1 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組み

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化（本人確認及び手数料支払いのオンライン化を含む。）の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR）及び添付書類の省略を推進し、利用者中心の行政サービスを実現する。

方針	主な取組み施策
ア) 行政手続オンライン化・デジタル化の推進	・オンライン手続ポータルサイトの活用 ・子育て・介護ワンストップサービスの推進
イ) 窓口サービスの電子化の推進	・タブレット端末を活用したペーパレス窓口の推進 ・ICTを活用した窓口サービスのユニバーサルデザイン化
ウ) 支払いのキャッシュレス化の推進	・クレジットカードや電子マネーを利用した決済サービスの推進

2 官民データの容易な利用等に係る取組み

データの活用主体とその連携に着目し、新たなサービスや価値の創出を促進する「オープンデータ化」や、地域性や時間軸に着目し、その特性や変化の理解から政策の効果性・効率性を高める「ビッグデータ分析」、そして、市民一人ひとりの暮らしに着目し、サービス利用者自身の統合的な「データ活用」による生活の質（QOL）の向上に取り組むことで、官民データの効果的な利用を総合的に推進する。

方針	主な取組み施策
ア) オープンデータの推進	・市保有データのオープンデータ化 ・オープンデータを活用したシビックテックの促進
イ) ビッグデータ利用によるEBPMの推進	・行政情報分析基盤の充実・利用促進 ・ビッグデータを活用した人口・観光動態分析の実施
ウ) 市民の利便性を高めるデータ活用	・医療情報連携システムの検討 ・個人情報の適正な取扱い環境の整備

3 個人番号カード（マイナンバーカード）の普及及び活用に係る取組み

マイナンバーカードを活用した消費活性化策や令和3年3月から本格運用が開始される健康保険証としての利用等の取組みに合わせた施策を展開し、マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、行政サービスにおけるマイナンバーカードの活用（例：身分証としての活用、マイキー・プラットフォームの活用等）を推進することで、市民の利便性向上や行政の事務負担軽減に寄与する。

方針	主な取組み施策
ア) マイナンバーカードの普及促進	・出張先申請受付の実施等によるカードの取得機会の充実 ・オンライン資格確認等、国の施策と連携したカードの普及促進
イ) マイナンバーカードの多目的利用の推進	・自治体ポイントの導入推進 ・マイナンバーカードを活用した図書館サービスの充実 ・公的個人認証を活用した行政手続オンライン化の推進

4 利用の機会等の格差の是正に係る取組み

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るために、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講ずる。

方針	主な取組み施策
ア) 情報通信技術の利用環境整備促進	・利用環境整備の最適化
イ) ICTリテラシーの向上	・情報処理講座・パソコン講座等の実施

5 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組み

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化などの共用化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、本市内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決につなげる。

方針	主な取組み施策
ア) ICTを活用した業務効率化	・ICTを活用した働き方改革の推進 ・AI・RPA等の最先端技術の活用
イ) クラウドの利用拡大	・自治体クラウドの調査研究 ・民間クラウドサービスの活用推進

6 地域資源を豊かにするデータ利活用に係る取組み

未来の地域人材育成を目的とした教育現場におけるICT環境の整備などの取組みを通じ、地域資源の有効活用等による地域活性化や行政サービスを補完する取組みを促進し、地域における共助と価値共創の仕組みを充実させるとともに、地域課題の効率的かつ効果的な解決を図る。

方針	主な取組み施策
ア) 教育環境の充実とICT人材の育成	・ICT学習環境の充実 ・ICTをテーマとしたフォーラム等の開催
イ) 地域の活力向上支援	・ICTを活用した地域コミュニティ活動の支援
ウ) 地域資源の価値を高める取組み	・ICTによる観光資源の魅力向上 ・スマート農業の実証及び普及促進
エ) シェアリングエコノミーの推進	・MaaS等新たなモビリティサービスの導入検討

第5章 計画の推進

1 計画の推進に係る留意事項

(1) 情報セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

- ・本計画の推進に当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）等の法令及び姫路市情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報システムの運用体制を確保する。
- ・個人情報の保護に関する法令のほか、姫路市個人情報保護条例（平成17年12月20日条例第78号）に基づく適正な制度運用により、適正な官民データ利活用の推進を図る。

(2) データ活用人材育成

- ・基本法の基本理念にのっとり、国の情報技術に関する戦略内容を踏まえ、かつ本市の地域特性を考慮しつつ、民間事業者・地域団体等との連携により、府内外における官民データ活用人材の育成に努める。

2 庁内推進体制

(1) 姫路市情報化推進委員会

本計画第4章において定めた基本的政策に係る施策を推進するため、姫路市情報化推進委員会により、関連する府内の取組みを確認する。

(2) 姫路市官民データ活用推進会議

計画内容の見直しについて、幅広い視点、専門的な観点から意見が必要な場合は、姫路市官民データ活用推進会議により計画の変更を審議。

